

事務連絡
令和6年5月13日

各都道府県バス協会
専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
業 務 部

旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、今般、別紙のとおり「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第58号)」において「旅客自動車運送事業運輸規則(昭和26年運輸省令第75号)」が改正されます。旅客自動車運送事業の運賃及び料金等の公示方法について、従来の掲示に加えて、事業規模や形態に応じ、ウェブサイトへの掲載が追加で義務付けられますので、貴協会傘下会員事業者に対し周知方よろしくお願いいたします。(4月30日公布、6月30日施行)

担当:業務部 松浦、川鍋、渡邊

TEL:03-3216-4014